

農薬等の残留基準設定に係る標準的事務処理期間

農薬等の残留基準設定に当たり、内閣府食品安全委員会が農薬等の person に対する健康影響についてリスク評価を行い、厚生労働省がその評価結果等に基づき残留基準の設定を行っている。このうち、要請者から要請された品目に関して、内閣府食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知されてから残留基準の設定又は改正を行うまでに係る標準的事務処理期間を次のように定める。

1 対象となる範囲

次に掲げる場合に基づく残留基準設定を対象とする。

- (1) 農薬について、農林水産省から残留基準設定依頼がなされた場合
- (2) 動物用医薬品について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づき、農林水産大臣から厚生労働大臣に対し、意見聴取がなされた場合
- (3) 飼料添加物について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき、農林水産大臣から厚生労働大臣に対し、意見聴取がなされた場合
- (4) 「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知別添）に基づく残留基準設定等の要請がなされた場合

なお、以下の項目において、要請者とは 1（1）から（3）までの場合においては農林水産大臣又は農林水産省のことをいい、1（4）の場合においては「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」における要請者のことをいう。

2 標準的事務処理期間

内閣府食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から 1 年以内に当該品目に係る残留基準の設定又は改正を行うよう努めるものとする。

3 期間の算定

2 に定める期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 厚生労働省において残留基準を設定するに当たり、要請者から提出された資料等に不備等があり、要請者に対して追加資料の提出等を依頼した場合において、要請者が当該追加資料を提出等するために要する期間
- (2) 要請者から厚生労働省に対し、残留基準の設定等に係る手続を停止してほしい旨の連絡がなされた場合において、当該手続が再開されるまでの期間
- (3) (1) 及び (2) のほか、厚生労働省と要請者との間で標準的事務処理期間の対象外とすることについて合意が得られた期間

4 適用時期

本通知の発出日以降に食品安全委員会から食品健康影響評価の結果の通知があったものに適用する。